

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

一審原告 大石 光伸 外

一審被告 日本原子力発電株式会社

## 控訴審準備書面（29）

（放射性物質放出量の過小想定及びOIL1，2では被ばくから防護できないこと）

2025年11月26日

東京高等裁判所第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之  
外

本書面では、現状の避難計画の前提とされている放射性物質放出量が過小である問題、OIL1，OIL2では吸入被ばく（甲状腺被ばく）から防護されない問題を主張する。

## 目次

第1	はじめに .....	2
第2	過小な放出量想定に基づく避難計画の問題 .....	3

1	福島第一原発事故の100分の1（100テラベクレル）の想定.....	3
2	第4の防護階層が機能した場合と同等の放出量にしか備えていない.....	4
3	原子力規制委員会は新規制基準適合炉が100テラベクレル以上の放出事故を起こす可能性を否定していないこと.....	5
4	福島第一原発事故相当の放出量を想定すべきこと.....	6
5	一審被告「シミュレーションⅡ」（430テラベクレル）の過小.....	7
第3	OIL1・OIL2では吸入被ばくから防護できない.....	11
1	断続的に襲来するブルームによる吸入被ばくの見逃し.....	11
	(1) 福島第一原発からの放出、避難指示.....	11
	(2) 双葉町.....	13
	(3) 浪江町.....	16
2	降雨の有無による吸入被ばくの見逃し.....	18
第4	結語.....	20

## 第1 はじめに

甲状腺被ばくからの防護について、控訴審準備書面（27）で安定ヨウ素剤の配布・服用の問題、控訴審準備書面（28）で甲状腺被ばく線量モニタリングの問題について主張した。

ここでは、いずれにも共通する問題として、現状の避難計画の前提とされている放射性物質放出量が過小である問題、原子力災害対策指針が避難指示・一時移転指示の基準とするOIL1，OIL2では吸入被ばく（甲状腺被ばく）から防護されないことを主張する。

## 第2 過小な放出量想定に基づく避難計画の問題

### 1 福島第一原発事故の100分の1（100テラベクレル）の想定

- (1) 原子力規制委員会の設置した「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム」は、第1回会議で、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象者について算定した結果、「甲状腺被ばく線量モニタリングの対象とする住民としては、国際基準を踏まえ、まずはO I L 1およびO I L 2該当地域の住民を基本とすべきではないか。」と提案し（[甲G488](#)・スライド9）、了承された。

その算定において前提とされた放射性物質の放出量は、セシウム137で100テラベクレルである（[甲G488](#)・スライド4）。これは平成26年に原子力規制委員会による「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」（[甲G489](#)）で用いられた放出量想定である。

他方、原子力規制委員会は、福島第一原発事故によるセシウム137の総放出量は約1万テラベクレルとしている（[丙Bア25](#)「新規規制基準の考え方について」162頁）。

つまり、同チームで避難計画の前提とされたセシウム137の放出量100テラベクレルは、福島第一原発事故の約100分の1でしかない。

- (2) 同チームでは、100テラベクレル放出を前提とした算出結果から、

「O I L 2（ $20\ \mu\text{Sv/h}$ ）に相当する地域では、防護措置を講じない場合、1歳児の甲状腺等価線量が最大で、約70数 $\text{mSv}$ と推定される。」

「緊急事態宣言後、UPZ内の住民は基本的に屋内退避を実施し

ていることを考慮すると、甲状腺等価線量は安定ヨウ素剤配布の国際基準（最初の7日間、50 mSv）を下回ると考えられる。」などと評価し、結論として、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象者は「O I L 1 および O I L 2 該当地域の住民を基本とすべき」と報告した（甲G488・スライド9）。

- (3) 同チームの検討を受けて、原子力災害対策指針には、甲状腺被ばく線量モニタリング対象者の基準の一つとして、「避難又は一時移転を指示された地域に居住する住民等（放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。）」が盛り込まれた（[甲G414・29頁](#)）。

## 2 第4の防護階層が機能した場合と同等の放出量にしか備えていない

セシウム137の放出量100テラベクレルの出所であるが、第4の防護階層である重大事故等対策の審査において、格納容器破損モードに対する対策の有効性確認としてセシウム137の放出量が100テラベクレルを下回っていることを確認するとされている（丙Bア25・161頁、162頁。設置許可基準規則37条2項、同規則37条2項の解釈2-3（c）、同ガイド3.2.1（6））。これを前提にすると、第5の防護階層の前提とされるセシウム137の放出量が100テラベクレルという事故は、第4の防護階層の格納容器破損モードに対する対策の有効性確認基準（100テラベクレルを下回ることの確認）の上限とほぼ同じである。つまり、第4の防護階層が機能した場合と同等の放出量といえる。

これでは、深層防護の考え方において不可欠とされる「各防護階層が独立して有効に機能すること」を満たしていない。すなわち、各防

護階層が独立して有効に機能するという点からは、第4の防護階層が機能しない場合であっても、第5の防護階層によって住民らの生命、身体を保護できなければならない。

ところが、現状は、第4の防護階層が機能した場合と同等の場合にしか備えていないのである。IAEAの深層防護の考え方に照らしても、そのような楽観的な見通しは原発事故においては到底許容されない。これでは、第5の防護階層の準備を怠っていたために多数の死傷者を出してしまった福島第一原発事故の繰り返しになってしまう。

### 3 原子力規制委員会は新規制基準適合炉が100テラベクレル以上の放出事故を起こす可能性を否定していないこと

原子力規制委員会は、第204回国会の原子力問題調査特別委員会（2021年（令和3年）4月8日）における更田豊志政府特別補佐人（当時原子力規制委員会委員長）の次の答弁のとおり、新規制基準適合炉が100テラベクレル以上の放出事故の可能性を否定していない。

「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本であります。[中略]これが一緒くたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまう危険もあります。また、防災計画というのは地域の実情に応じて策定されるべきものでありますので、プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかりと策定するという責任というのは独立して考えるべきという性格を持っているものというふうに認識をしております」と答弁している（[甲G195](#)・5頁、6頁。下線は引用者による。以下同じ。）。

「防災を考える場合は、大規模な事故を起きるものとして考えることが基本であり、適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきではないというのが規制委員会の立場である」と答弁している（甲G195・14頁）。

したがって、現状の避難計画が100テラベクレルの放出量しか想定せず、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象者、実施方法等を決めたことは、原子力規制委員会の見解に反している。

#### 4 福島第一原発事故相当の放出量を想定すべきこと

現状の避難計画は、上記のとおり、福島第一原発事故の100分の1の放出量しか想定していない。放出量の想定が少なければ、避難を要すると想定される区域は狭く、避難を要すると想定される人口も少なくなる。そのため、渋滞時間、避難退城時検査場所の資機材・人員、安定ヨウ素剤配布の場所・人員、甲状腺モニタリングの場所・人員の想定など、あらゆる放射線防護の場面における想定及びそれに対する対策が小規模にとどまる。想定よりも大きな事故が起きてしまうと、たちまち、広範囲の地域が避難を要し、避難者も多数に上り、渋滞が各所で発生し、検査に従事する人員も資機材も足りないなど、事前準備なくしては対応できない事態の発生が容易に想定される。

原発事故による被害を二度と繰り返さないためには、いくら小さく見積もっても、過去に起きた原発事故である福島第一原発事故相当の放射性物質放出量を想定した避難計画を策定しなければならない。すなわち、福島第一原発事故相当の放射性物質が放出された場合であっても、住民らの生命、身体を守ることのできる避難計画でなければならない。

5 一審被告「シミュレーションⅡ」（430テラベクレル）の過小

- (1) 茨城県は、2022年に、一審被告に対して、「国の防災基本計画においては、…避難計画の策定に当たり想定すべき事故・災害が具体的に示されていない」ことから、避難計画の実効性を検証するにあたって、「国の新規制基準に基づき新たに設置する安全対策が十分に機能」しない場合の放射性物質の拡散シミュレーションの提出を求めた（[甲G354](#)・4頁）。

茨県県の要請を受けて、一審被告は、シミュレーションⅠ（安全対策が奏功した場合）と、シミュレーションⅡ（安全対策が奏功しなかった場合）を茨城県に提出した。

しかし、「安全対策が奏功しなかった場合」とされているシミュレーションⅡであっても、格納容器スプレイが機能することを前提（すなわち第4の防護階層が機能することを前提）としており、放出量を過小評価したものである。

なお、一審原告らは、控訴審準備書面（9）で格納容器スプレイが機能しなかった場合の放出量と拡散シミュレーションを示すこと、それに基づく内部被ばく評価（吸入による甲状腺被ばく等価線量）を一審被告に求めたが（25頁）、未だ説明がない。

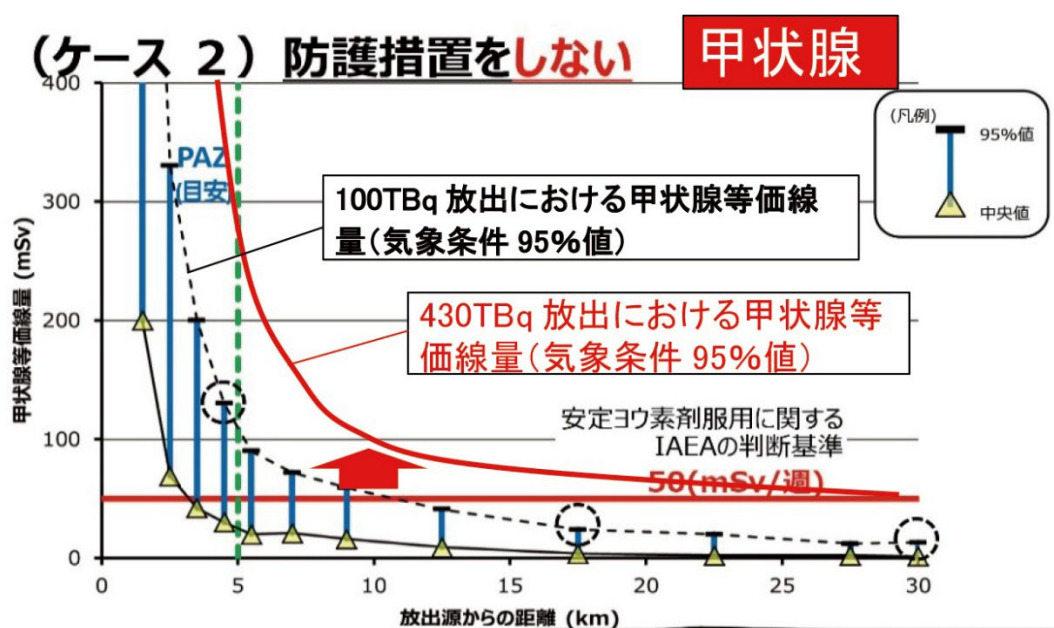
- (2) 一審被告の「シミュレーションⅡ」（[甲G363](#)・17頁）では、セシウム137の放出量は430テラベクレル、ヨウ素131放出量は2600テラベクレルと設定されている（[甲G490](#)・73頁）。

一審被告の放出量想定は過小ではあるものの、仮に一審被告のシミュレーションⅡの場合に、甲状腺等価線量はどのような規模感になるのかを検討してみた。

この検討に際して、原子力規制委員会による試算をベースにし

た。原子力規制委員会は、放出量について、セシウム137は100テラベクレル、ヨウ素131は729テラベクレルとして、甲状腺等価線量を試算している（[甲G491・11頁](#)）。

一審被告のシミュレーションⅡの放射性ヨウ素の放出量は、原子力規制委員会の試算における放射性ヨウ素の放出量の約3.6倍（2600テラベクレル÷729テラベクレル）である。この規模感を、原子力規制委員会の試算結果を示した図に書き加えた。すなわち、原子力規制委員会の試算結果を示した複数の図のうち、「防護措置をしない」ケースの図を用いた。これは屋内退避による被ばく低減効果を期待できないことから、「防護措置をしない」ケースと同視したことによる。「防護措置をしない」ケースを示した図に、一審被告のシミュレーションⅡにおける放射性ヨウ素放出量の場合の甲状腺等価線量を書き加えた。規模感として下図の赤線のようになる。



([甲G489・5頁](#))

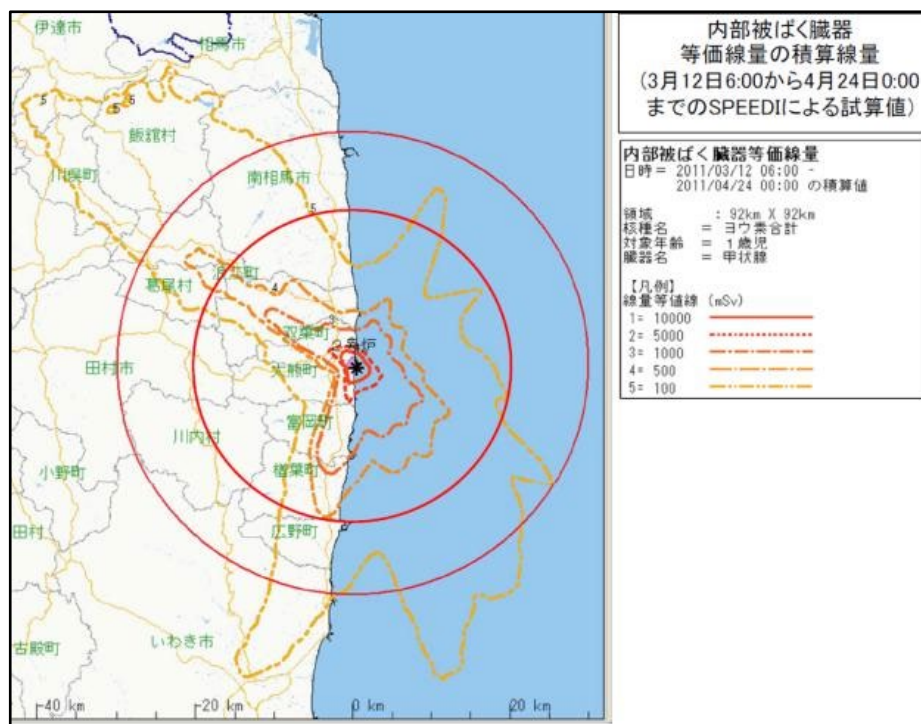
そうすると、防護措置をしない場合、1歳児甲状腺等価線量はUPZの10km近くまで100mSvを超える。30km圏でも安定ヨウ素剤服用基準の50mSvを超えることとなる。

また、「緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリング検討チーム」が100テラベクレル放出で1歳児甲状腺等価線量は最大約70mSvと想定していることから（甲G488・スライド9）、放射性ヨウ素の放出量から単純に比較すると、430テラベクレルの放出では、1歳児甲状腺被ばく線量は最大約280mSv超（70mSv×約3.6倍）に達する可能性もある。

しかし、これは430テラベクレルという福島第一原発事故相当の放出量の100分の4という過小な放出量を想定した場合である。

- (2) 福島第一原発事故相当の放出の放出量（100テラベクレルの100倍、430テラベクレルの約25倍）であれば、30km圏よりもはるかに広範囲の住民であっても、安定ヨウ素剤及び甲状腺被ばく線量モニタリングの対象となる。

例えば、文部科学省は、SPEEDIによる推定によって、福島第一原発事故によって放出された放射性ヨウ素による内部被ばくについての甲状腺等価線量を算出している（[甲G492の1](#)、[甲G492の2](#)、（小さい赤円が原発から20km圏、大きい赤円が原発から30km圏）。これによると、例えば飯舘村（福島第一原発から直線距離で約28～48km）では、甲状腺等価線量は100mSvから500mSvの範囲にある。



(甲G492の2 SPEEDIによる試算値 甲状腺等価線量)

上図は甲状腺等価線量100 mSvが下限であるため、安定ヨウ素剤服用の国際的な基準である甲状腺等価線量50 mSvの範囲は不明であるものの、東海第二原発のPAZ, UPZにあてはめてみる。そうすると、甲状腺等価線量100 mSv以上の範囲は、PAZの全部、5 kmから20 km圏内の大部分、20~30 km圏の半分程度、30 km~50 km圏の一部が該当する。これに甲状腺等価線量50 mSv~100 mSvの区域の住民も加わる。少なくともこれらの区域において、安定ヨウ素剤の服用、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象となると考えられる。これらをあわせると、東海第二原発のPAZ及びUPZの総人口約92万人に近い人口が対象となると考えられる。

- (3) しかし、現状は、福島第一原発事故の100分の1（100テラベクレル）や100分の4（430テラベクレル）程度の過小な放出量しか想定していない。

現状の過小な放出量想定の下でも、実現可能な避難計画ではないし、これを実行し得る体制は整っていないが、この想定を上回る放出量の場合には、なおさら、住民らの生命、身体を被ばくから防護することが実現可能な避難計画及び実行し得る体制が整えられていない。福島第一原発事故相当の放出量の事故が起きたときに、想定よりも大きな事故のため、たちまち、広範囲の地域が避難を要し、避難者も多数に上り、渋滞が各所で発生し、検査に従事する人員も資機材も足りないなど、事前準備なくしては対応できない事態に陥る。

したがって、現状の避難計画は、放射性物質放出量が過小である点からも、安定ヨウ素剤服用及び甲状腺被ばく線量モニタリングを実現可能な計画ではないし、実現可能な体制も整えられていない。

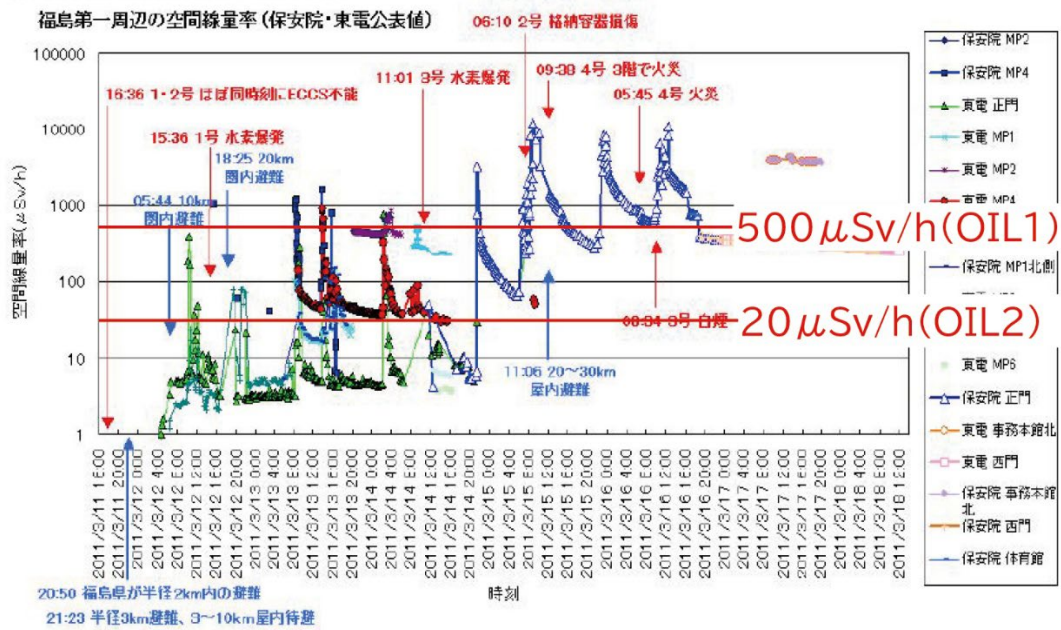
### 第3 O I L 1・O I L 2では吸入被ばくから防護できない

#### 1 断続的に襲来するブルームによる吸入被ばくの見逃し

##### (1) 福島第一原発からの放出、避難指示

福島第一原発事故では、プラントのパラメータも確認できず、原子炉への注水もできないまま、爆発や漏出によって放射性物質が断続的に放出された（下図参照（下図でO I L 1, O I L 2を示す赤色の線は一審原告らによる。))。

①放射線量の変化と事故の経過(～3/18 12:00)



(図1 福島第一原発敷地境界のモニタリングポストでの空間線量率変動グラフ  
2011年3月11日～18日(保安院・東京電力公表)に、一審原告らにおいてOIL1, OIL2を赤線で加筆)

繰り返される放出を受けて、国の避難指示は、次のとおり、次々に拡大されていった(甲E1・国会事故調報告書「3.3.4」の「1)避難指示等の決定の経緯」)。

3月11日21時23分 3km圏内避難指示

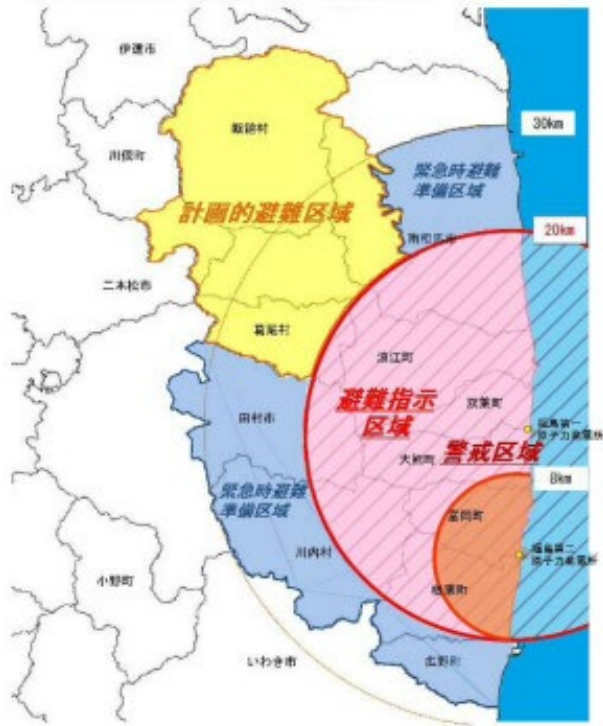
10km圏内屋内退避指示

3月12日5時44分 10km圏内避難指示

3月12日18時25分 20km圏内避難指示

3月15日11時00分 20～30km圏屋内退避指示

○平成23年4月22日現在の区域設定をまとめると下記のとおりのとおりとなる。  
 (半径20km圏内は、警戒区域と避難指示区域が重複して設定されている。)



(甲G493・平成23年4月22日時点 避難指示区域の概要)

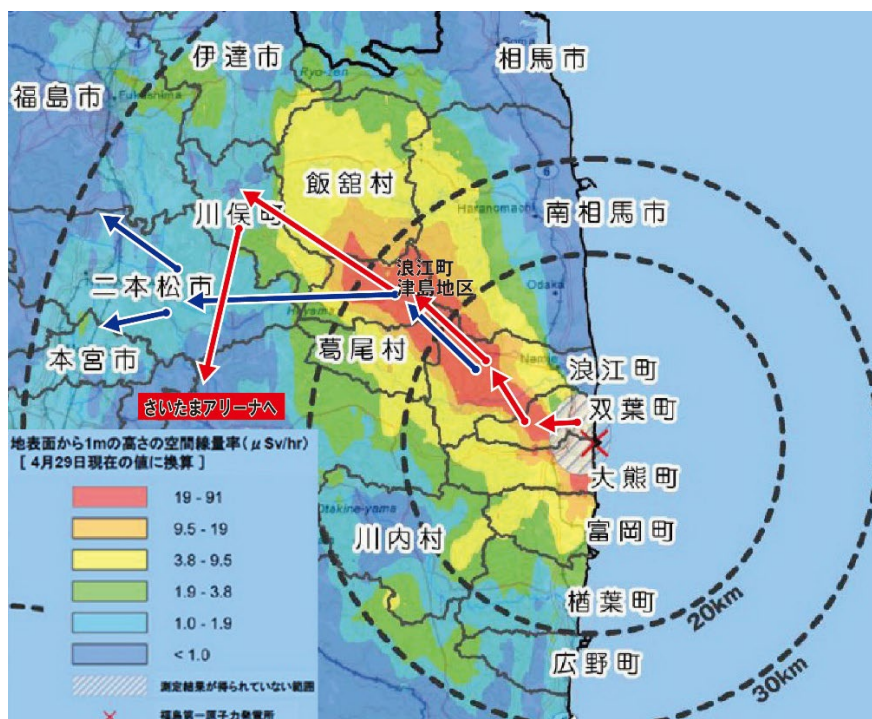
なお、福島第一原発事故によって放出された放射性物質のおよそ8割は海へ拡散したとされている。そのため、放出量の全てが陸へ拡散した場合は、避難指示区域の範囲ははるかに拡大したと考えられる。

以下では、原子力災害対策指針の定める避難・一時移転の基準であるOIL1、OIL2では、甲状腺被ばくからの防護ができないことについて、福島第一原発事故を例に、詳述する。

(2) 双葉町

ア <sup>ふたばまち</sup>双葉町は、町のほぼ全域が10km圏内で、11日には屋内退避指示、翌朝12日朝5時44分に避難指示が出された。

12日、住民らは、朝から浪江町請戸地区に向かって避難を始めたが（下地図参照）、10時17分には1号機のベント<sup>1</sup>が開始され、15時36分に1号機で水素爆発が発生してしまった。



（図2 双葉町民の避難経路（赤線）と浪江町民の避難経路（青線）、文科省航空機モニタリングによる空間線量率の図に加筆）

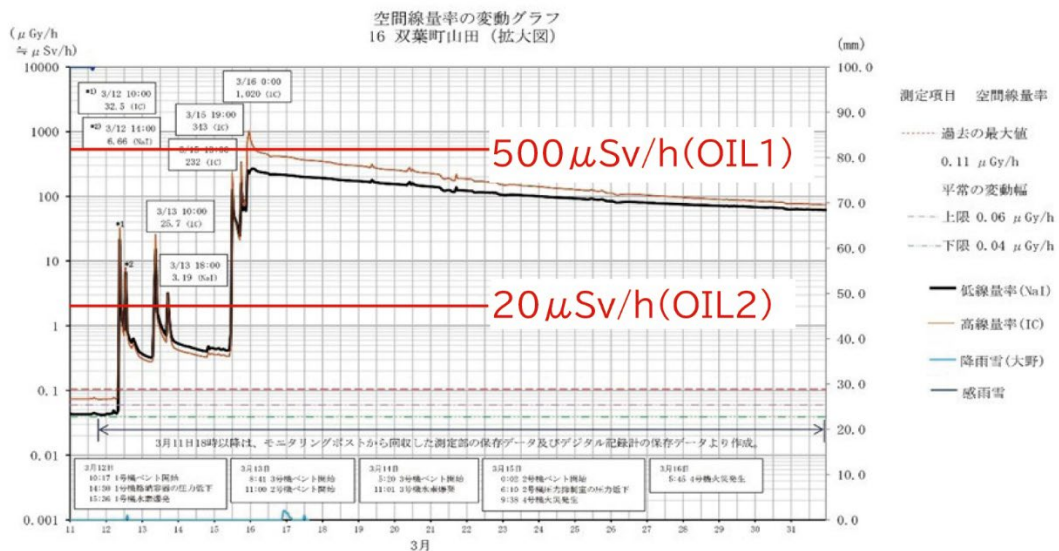
双葉町の井戸川町長が「私の最大のミスは国の避難指示を待ってしまったこと」、11日の段階で全町民を避難させておけば「被ばくは相当避けられた」とするのはこの点である（控訴審準備書面（1）14～15頁）。

<sup>1</sup> ベントとは、原子炉格納容器の中の圧力が高くなって、冷却用の注水ができなくなったり格納容器が破損したりするのを避けるため、放射性物質を含む気体の一部を外部に排出させて圧力を下げる緊急措置をいう。

（<https://www.ene100.jp/fukushima/479>）

イ ここで、双葉町の空間線量率（図3）に、原子力災害対策指針のOIL1（ $500 \mu\text{Sv/h}$ 、数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（甲G414・70頁）、OIL2（ $20 \mu\text{Sv/h}$ 、1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。（甲G414・70頁）を適用してみる。

図3は、福島第一原発から4kmの双葉町山田での空間線量率の推移、現在の避難・一時移転基準であるOIL1、OIL2を赤線で書き加えたものである。



（図3 福島第一原発事故時の双葉町山田のモニタリングポスト空間線量率の記録  
に、一番原告らにおいてOIL1, 2を赤線で加筆）

$20 \mu\text{Sv/h}$ を超えるタイミングは12日と13日にあるが、その値は24時間継続していないため、OIL2による一時移転の指示は出されない。屋内退避指示が出されるだけである。16

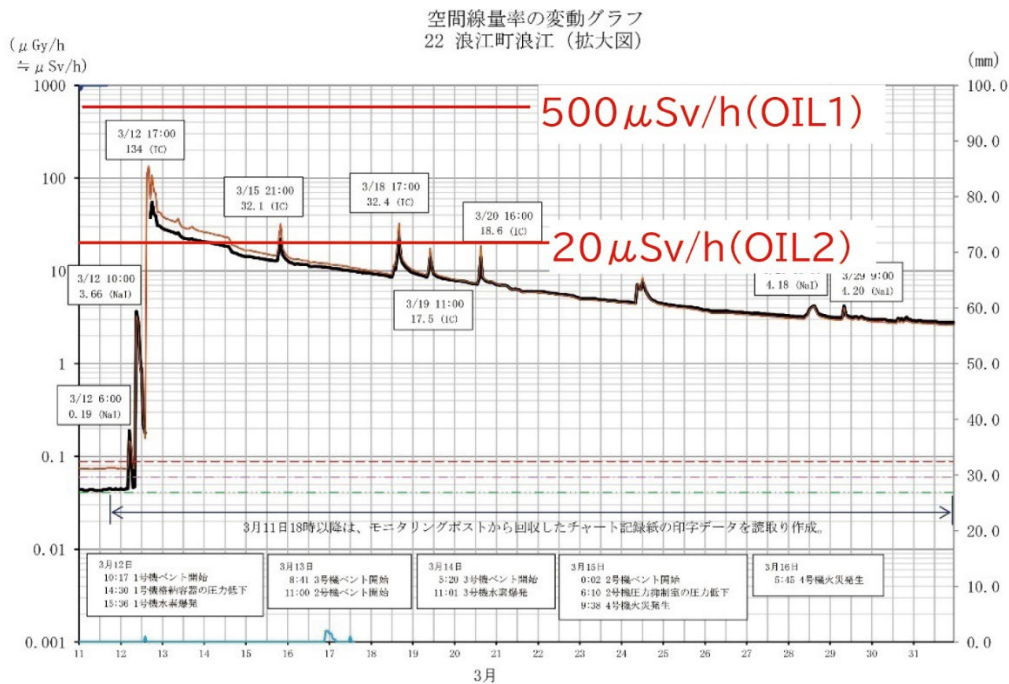
日に  $500 \mu\text{Sv/h}$  を超えたことでようやく避難が指示されることとなる。

実際は12日の避難途上から住民は被ばくしているのに、OIL1, OIL2をあてはめると、避難指示はその4日後である。屋内退避による被ばく低減効果に期待できないことから、避難に伴って安定ヨウ素剤を配布され服用したとしても、12日に放射性ヨウ素を吸入してから4日も経過しており、安定ヨウ素剤による内部被ばく低減効果はない。

### (3) 浪江町

前項の双葉町住民は、避難先である浪江町に着いた。しかし、浪江町は12日昼からすでに高線量で、12日18時25分には20km圏内の避難指示が出され、双葉町民は浪江町民とともに再び避難することとなった(図2参照)。

図4は、浪江町浪江の空間線量率を示したものである。



(図4 福島第一原発事故時の浪江町浪江のモニタリングポスト空間線量率の記録に、一審原告らにおいて OIL1, 2 を赤線で加筆)

図4によると、浪江町浪江には12日早朝からプルームが2回通過し、17時には $100\ \mu\text{Sv/h}$ を超えるプルームが通過している。しかし、OIL1, OIL2によると、避難指示及び一時移転指示は出されないため、浪江町民及びそこに避難した双葉町民は、放射性ヨウ素を吸入することとなる。

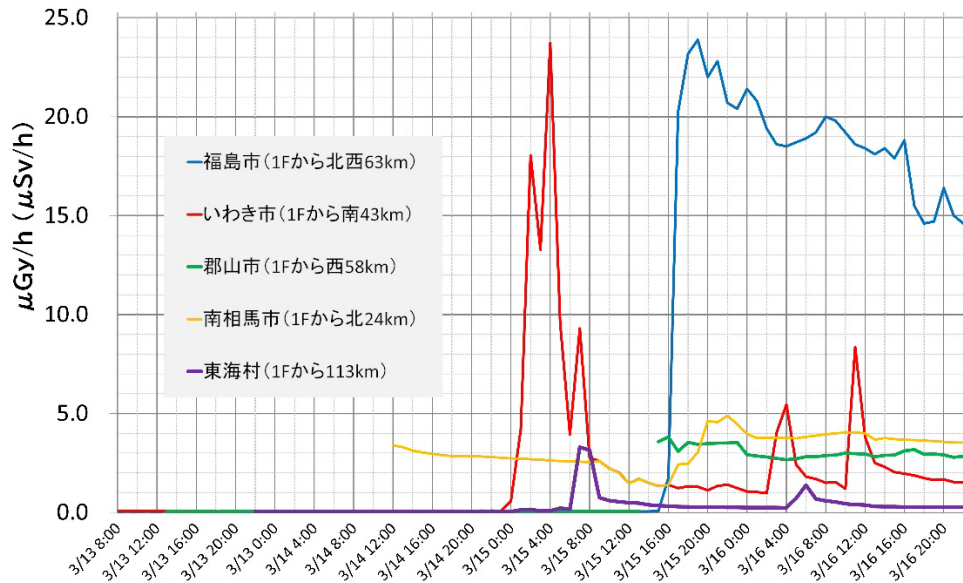
12日昼以後、14日まで $20\ \mu\text{Sv/h}$ を超えているところ、OIL2に基づく一時移転指示が出されるのは、12日昼から24時間後の13日昼となる。屋内退避による被ばく低減効果に期待できないことを踏まえると、12日早朝のプルーム到達による吸入被ばくから24時間を経過しており、安定ヨウ素剤が住民にスムーズに配布されて服用したとしても、被ばく低減効果はない。

浪江町浪江のモニタリングポストは原発から北方向へ9kmである一方、プルームは北西（浪江町津島地区のある方向）に向かって流れた。そのため、浪江町津島地区はもっと高濃度だったはずである。実際、浪江町津島地区は「一時移転」どころか、原発事故から14年経つ今も帰還困難区域であり、住民は家に戻れないでいる。



### 福島県・茨城県(東海村)の空間線量率推移

(2011/3/13 8:00~2011/3/16 23:00)



福島市ではプルーム通過中の降雨によって放射性物質が沈着し、高線量率が1日以上継続している。他方、いわき市では、プルーム通過のピークは見られるが降雨による沈着がなかったために高線量率が1日以上続いていない。

これらをO I L 1、O I L 2にあてはめると、福島市の住民には一時移転の指示が出される（ひいては安定ヨウ素剤の配布・服用に至るかもしれないし、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象になる。）他方、いわき市の住民には一時移転の指示が出されず、安定ヨウ素剤の服用に至らないし、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象にもならない。

上記計測データではいわき市と福島市は同程度の高線量であるが、仮にいわき市が福島市よりも10倍も高い約250  $\mu\text{Sv/h}$ もの高線量に晒されたとしても、それが24時間継続していなけれ

ば、一時移転の指示が出されず、安定ヨウ素剤の服用に至らないし、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象にもならない。

このようにO I 1 1，O I L 2では、降雨がなかった場合に、高線量に晒されても、一時移転の指示は出されず、安定ヨウ素剤の服用には至らないし、甲状腺被ばく線量モニタリングの対象にもならない。

#### 第4 結語

- 1 現状の避難計画は、第4の防護階層が機能することを前提に、福島第一原発事故の100分の1又は100分の4の過小な放出量しか想定していない。これは、第1から第5の防護階層の独立性、有効性を不可欠とする深層防護の考え方に反する。

現状の過小な放出量想定の下でも、実現可能な避難計画ではないし、これを実行し得る体制は整っていないが、この想定を上回る放出量の場合には、なおさら、住民らの生命、身体を被ばくから防護することが実現可能な避難計画及び実行し得る体制が整えられていない。福島第一原発事故相当の放出量の事故が起きたときに、想定よりも大きな事故のため、たちまち、広範囲の地域が避難を要し、避難者も多数に上り、渋滞が各所で発生し、検査に従事する人員も資機材も足りないなど、事前準備なくしては対応できない事態に陥る。これでは、第5の防護階層の準備を怠っていたために多数の死傷者を出してしまった福島第一原発事故の繰り返しになってしまう。

したがって、放出量の過小想定の間からも、安定ヨウ素剤服用及び甲状腺被ばく線量モニタリングを実現可能な計画ではないし、実現可能な体制も整えられていない。

- 2 また、原子力災害対策指針のいうOIL1, OIL2という基準では、福島第一原発事故によって帰還困難区域に指定された区域の住民でさえ、断続的に襲来するプルームによる吸入被ばくから防護されない。

さらに、降雨による放射性物質の沈着がない場合（ $20 \mu\text{Sv/h}$ が24時間継続していない場合）、いくら高線量に晒されても、放射線量が $500 \mu\text{Sv/h}$ に達しなければ、吸入被ばくから防護されない。

こういった現状をみるに、OILは住民らを被ばくから防護するための基準というよりは、むしろOILの名の下に段階的避難をさせるために住民を避難させない（被ばくさせる）ための基準とさえ言える。

以上

令和3年（行コ）第136号 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件  
一審原告 大石 光伸 外  
一審被告 日本原子力発電株式会社

## 証拠説明書 (甲G488～494)

2025（令和7）年11月26日

東京高等裁判所  
第22民事部ハに係 御中

一審原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之 外

以下の証拠は、いずれも写しである。

号証	標目	作成者	作成年月日	立証趣旨
<a href="#">甲G488</a>	「OIL該当地域と甲状腺被ばく線量との関係」	原子力規制庁放射線防護企画課	令和3年2月18日	緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チームが、同モニタリングの対象者等を検討する前提とした放射性物質放出量はセシウム137で100テラベクレルであることなど。
<a href="#">甲G489</a>	「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」	原子力規制委員会	平成26年5月28日	原子力規制委員会が避難計画策定の前提とした放射性物質放出量はセシウム137で100テラベクレルであること。
<a href="#">甲G490</a>	令和4年度空間線量率等評価結果に係る検証委員会第1回の「説明資料②」から抜粋した資料 (抜粋:73頁)	一審被告日本原電	令和4年度	一審被告の「シミュレーションⅡ」では、セシウム137の放出量は430テラベクレル、ヨウ素131放出量は2600テラベクレルと設定されていること。
<a href="#">甲G491</a>	「原子力災害時の事前対策における参考レベルについて(第4回)」 (抜粋:1頁、11頁)	原子力規制庁	平成30年9月12日	原子力規制委員会は、放出量について、セシウム137は100テラベクレル、ヨウ素131は729テラベクレルとして、甲状腺等価線量を試算していること。

号 証	標 目	作成者	作 成 年月日	立 証 趣 旨
<a href="#">甲G492 の1</a>	「文部科学省 緊急時迅速放射 能影響予測ネッ トワークシステ ム（SPEED I）を活用した 試算結果」	文部科学省		SPEEDIによる放射性ヨ ウ素の積算線量の逆推定手法な ど。
<a href="#">甲G492 の2</a>	「内部被ばく臓 器 等価線量の 積算線量(3月12 日6:00から4月24 日0:00 までの SPEEDIによる試 算値)」	文部科学省		飯舘村のほぼ全域における1 歳児の甲状腺の内部被曝等価線 量が、2011年3月12日～ 同年4月24日の約1か月半の 積算線量で100mSvから50 0mSvにのぼることなど。
<a href="#">甲G493</a>	「避難指示等の 経緯」	福島県		福島第一原発事故直後の避難 指示区域の範囲。
<a href="#">甲G494</a>	「避難指示区域 の概念図」	福島県		福島第一原発事故から14年 経過しても（2025年・令和 7年）、7市町村で避難指示が継 続していること。